

宝塚市消防サポート隊設置要綱

平成28年6月1日
消訓令第9号

(目的)

第1条 本市域で大規模な自然災害や事故が発生した場合において、消防本部と消防団の活動を支援するため、登録制の専門ボランティアで組織する宝塚市消防サポート隊（以下「サポート隊」という。）を置く。

(登録要件)

第2条 サポート隊に登録できる者は、原則として本市域に居住し、過去に消防職員又は消防団員であって、本市域で大規模な自然災害や事故が発生した場合において、消防本部と消防団の活動を支援する意思のある者とする。

(隊員登録)

第3条 サポート隊の隊員（以下「隊員」という。）になろうとする者は、宝塚市消防サポート隊（登録・更新登録・変更登録）申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を消防長へ提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、前条に規定する登録要件に該当し、かつ、第4条第1項に規定する消防活動を支障なく支援できる者をサポート隊へ登録するものとする。

3 消防長は、前項の規定により登録した者に対し、宝塚市消防サポート隊員認定証（様式第2号）（以下「認定証」という。）を交付する。

4 前項で交付した認定証の有効期限は、発行の日から2年が経過する日の属する年度の3月末日とし、更新を希望する者は、この期限までに申請書を消防長へ提出するものとする。

5 認定証の交付を受けた者が、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに申請書を消防長へ提出するものとする。

(活動内容)

第4条 隊員は、本市域で大規模な自然災害や事故が発生した場合において、消防本部又は消防団からの出動要請を受け指定された場所に出動し、次に掲げる消防活動を支援するものとする。

- (1) 安全な場所への避難誘導と避難支援
- (2) 応援消防隊への道案内と水利案内
- (3) 災害情報収集と伝達
- (4) 応急救護支援
- (5) その他必要な支援

2 隊員は、大規模災害に備えて、次に掲げる訓練等に参加するものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 救命講習
- (3) その他消防本部又は消防団から参加要請される訓練等
(出動要請)

第5条 隊員の出動要請は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 災害現場における直接要請
- (2) Eメールによる要請
- (3) 電話による要請
- (4) SNSによる要請
- (5) 消防車広報による要請
- (6) 防災行政無線による要請
(隊員への貸与品)

第6条 隊員に対し、次に掲げる装備を貸与するものとする。

- (1) 帽子
- (2) ヘルメット
- (3) 反射ベスト
- (4) 耐切創性手袋

2 隊員は、第4条の規定に基づく活動を行う場合は、前項の貸与品を装着するとともに、認定証を携帯するものとする。

(登録の解除と抹消)

第7条 隊員が登録を解除する場合は、宝塚市消防サポート隊登録解除申請書(様式第3号)を消防長へ提出し、認定証及び貸与品を返却するものとする。

2 消防長は、前項及び隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 心身の故障のため、活動に支障があると判断できるとき。

(2) 反社会的勢力に属していることが判明したとき。

(3) その他隊員としてふさわしくない言動を取ったとき。

3 消防長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、この旨を本人に対して文書で通知するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 隊員の支援活動に対する報酬及び費用弁償は支給しない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令達の日から施行する。